

I C T 活 用 の 手 引

福 岡 県 立 朝 倉 東 高 等 学 校

令 和 6 年 4 月 第 3 版

この手引は、生徒の学びの質の向上に向けた、ICTの活用に当たり、端末の管理・使用上のルールや注意点を生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

一人一台学習者用端末の導入により、家庭でのICT教材の視聴やデジタル課題の作成・提出が可能になります。それによって、生徒の情報活用能力や主体的に学習に取り組む力、問題解決能力を向上させることを目的としています。

本手引をお読みいただき、本校の取組へのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

～ 目 次 ～

1	端末使用の際のルール及び注意点	- 1 -
2	生徒用アカウントの取り扱い	- 1 -
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	- 1 -
4	健康面への配慮	- 2 -
5	トラブルが起きた場合の対応	- 2 -
6	その他	- 2 -

1 端末使用の際のルール及び注意点

- (1) 端末を使用するときや持って移動する際は、落としたり、濡らしたりしないよう注意し、不注意で壊すことのないように大切に扱う。
- (2) 端末は毎日持ち帰る。登下校の際に盗難に遭わないように注意する。
- (3) 充電は自宅で行い、翌日登校時に持参する。学校での充電は原則として禁止する。
- (4) 校内においては生徒自身が端末を管理し、移動教室等にも持参する。授業中に使用しない時は画面を閉じ、机の上に出しっぱなしにせず机の中に入れる。机の移動時に落として破損しないように清掃時間前にバックの中に入れる。
- (5) 使用しない時はスリープもしくはシャットダウンし、次に使用する際にパスワードの入力が必要な状態にしておく。自分以外の第三者に扱われないように注意する。
- (6) 画面は指やタッチペンでタッチする。シャープペンやボールペンなどで触れたり、落書きをしたりしない。また、磁気を近づけない。
- (7) 端末は家庭用 Wi-Fi に接続して使用できる。家庭に Wi-Fi 環境がない場合は、担任に申し出る。
- (8) 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続することはセキュリティの関係上、禁止する。
- (9) 学習に関係のない目的では使わない。
- (10) アプリのインストールや端末の設定を変更することは禁止する。
- (11) データは OneDrive に保存する。ただし、個人情報については保存しない。また、ハードディスク内にはいかなるデータも保存しない。
- (12) メンテナンス作業等により返却を求められた場合には、直ちに端末を学校へ返却する。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- (1) 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように別の紙に記録するなど、適切に管理する。
- (2) パスワードは第三者には教えない。
- (3) 他人になりすます行為を禁止する。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- (1) 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしない。プライバシーの侵害にならないように十分に配慮する。
- (2) 自分や他の生徒、家族等の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属等）を、ネット上に不用意に書き込まない。

- (3) 著作者の許可なしに著作物を使うことは著作権侵害という犯罪である。学校の授業の過程で必要な場合に、著作者の利益を損なわなければ許可を得ずに使うことができるが（著作権法第35条第1項）著作物について利用のきまりを各自で確認する。
- (4) 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた場合は、速やかに担任又は本校担当教員に相談する。
- (5) ネットの情報はすべてが正しいとは限らない。その情報の出所や根拠、他の情報を調べ、内容を確認する。

4 健康面への配慮

- (1) 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を30cm以上離す。
- (2) 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休める。
- (3) スマートフォンを含め情報機器の使用時間は家庭でもルールを作り、適切に利用する。

5 トラブルが起きた場合の対応

- (1) 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、本校担当教員に連絡する。
(土日・祝日を除く)
- (2) 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがある。
- (3) ネットトラブルに関しては、本校担当教員又は次の相談窓口相談する。
福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 (電話 0120-494-100)

6 その他

- (1) 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に授業アンケートを実施する。
- (2) ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置をとる。

本校担当教員

朝倉東高等学校 ICT活用担当 田中 麻衣子・大原 智子 (電話 0946-22-2114)